鹿嶋市
こども計画

全てのこども・若者の
将来にわたる幸福の基礎を
築くまち　かしま

令和7年度～令和11年度

令和7年3月
鹿嶋市

は　じ　め　に

近年，こどもや若者，子育て家庭を取り巻く環境は，少子化や核家族化の進行などによる家族のあり方の変化やライフスタイルの多様化，地域社会のつながりの希薄化などにより大きく変化しています。

また，それらを背景に，虐待や貧困などさまざまな困難に直面しているこども・若者や，子育てに不安や孤立感を抱える子育て家庭の増加など，こどもや若者，子育て家庭に関わる諸問題が深刻化しています。

こうした中，国では令和５年４月にこども家庭庁が発足し，あわせて，全てのこどもや若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して，こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。さらに，同年 12 月に「こどもまんなか社会」の実現を目指すべく「こども大綱」が策定されました。

これらを受け本市では，既存の「子ども・子育て支援計画（第１期・第２期）」を基本としながら，「こども大綱」の趣旨を踏まえた目標の見直し，課題や取り組みの再検討を行い，新しく，全てのこども・若者，子育て当事者を対象とした「鹿嶋市こども計画」を策定いたしました。

本計画では，「全てのこども・若者の将来にわたる幸福の基礎を築くまち　かしま」を基本理念に，令和７年度から令和 11 年度までの５年間におけるこども施策の基本目標と取り組みを盛り込んでおります。

そして，こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向け，本計画のもと，こども・若者，子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組んでいくことといたします。

なお，本計画の推進にあたりましては，行政はもとより，家庭，地域，教育・保育機関，企業等がそれぞれの役割を果たすとともに，連携・協働により取り組んでいくことが望まれます。こどもや子育て当事者を地域全体で支え，「こどもまんなか社会」を築いていくために，皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

結びに，本計画の策定にあたり多大なるご尽力を賜りました鹿嶋市子ども・子育て会議委員の皆さまをはじめ，ヒアリングにご協力いただきました子育て支援事業関係団体等の皆さま，アンケート調査やパブリック・コメントなどで貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆さまに心から感謝を申し上げます。

令和７年３月

鹿嶋市長　田口伸一

目　　次

第１章　計画の策定にあたって 3
１　計画策定の趣旨 3
２　計画の位置づけと対象 4
３　計画の期間 5
４　計画の策定体制 6

第２章　鹿嶋市の現状 9
１　人口と世帯の状況 9
２　婚姻・出産等の状況 13
３　就業の状況 16
４　教育・保育事業の状況 18
５　アンケート調査結果について 22
６　関係団体等ヒアリング 36
７　第２期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況 39
８　こども・若者，子育て当事者を取り巻く主な課題 42

第３章　計画の基本的な考え方 47
１　こどもまんなか社会の実現に向けて 47
２　基本理念 47
３　計画の基本目標 48
４　計画の体系 50

第４章　施策の展開 53
基本目標１　こども・子育て支援の総合的な推進 53
１　こども・若者が権利の主体であるという認識の共有 53
２　相談支援体制及び情報提供の充実 54
３　多様な遊びや体験，居場所や活躍できる機会づくり 55
４　こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供 58
５　障がい児・医療的ケア児等への支援 59
６　こども・若者の貧困解消対策の推進 61
７　児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 63
８　こども・若者の自殺対策，犯罪などからこども・若者を守る取り組み 65
基本目標２　ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進 67
１　妊娠前から妊娠期，出産，幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保 67
２　こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実 69
３　学童期・思春期のこども・若者の支援 71

４　青年期の若者の支援……74
基本目標３　安心して子育てができる支援の推進……75
１　妊娠から出産，子育てや教育に関する経済的負担の軽減……75
２　地域子育て支援，家庭教育支援……77
３　ひとり親家庭への支援……78
４　共働き・共育ての推進，男性の家事・子育てへの主体的な参画促進……79

第５章　子ども・子育て支援法に係る量の見込みと提供体制，確保の方策……83
１　教育・保育提供区域の設定……84
２　子どもの数の見込み……85
３　教育・保育の量の見込みと確保方策……86
４　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策……91
５　教育・保育と地域子ども・子育て支援事業等の提供にあたって……114

第６章　こどもまんなか社会実現に向けて……117
１　こども・若者の社会参画・意見反映……117
２　こども・若者，子育てにやさしい社会づくりのための意識改革……117
３　協働による計画の推進……117
４　計画の進行管理……119

資料編……123
１　計画の策定経過……123
２　鹿嶋市子ども・子育て会議設置条例……124
３　鹿嶋市子ども・子育て会議　委員名簿……126
４　用語解説……127
５　鹿嶋市こども食堂ネットワーク「しょくの輪」……130
６　鹿嶋市子育て応援マップ……131

「こども」の表記について

令和４年９月 15 日付け内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室事務連絡により，各府省庁の行政文書においては，こども基本法の基本理念を踏まえ，平仮名表記の「こども」の使用が推奨されています。

本計画においても，国で示された表記方法を準用し，特別な場合を除き，平仮名表記の「こども」を用いることとします。

特別な場合
①法令に根拠がある語を用いる場合
②固有名詞を用いる場合
③他の語との関係で「こども」標記以外の語を用いる必要がある場合